情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

新宿区まちづくり長期計画の策定に関する調査等業務の委託について

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:都市計画部都市計画課)

事業の概要

<u> </u>		
事業名	新宿区まちづくり長期計画の策定	
担当課	都市計画課	
目的	新宿区まちづくり長期計画の策定(新宿区都市マスタープランの見直し)に当た	
	り、アンケート調査を実施し、区民等のまちづくりに対する意向を把握する。	
対象者	区民等	
事業内容	1 概要	
	区では、「新宿区都市マスタープラン(都市計画法第18条の2に基づく都市	
	計画に関する基本的な方針)」としての性格を併せ持つ、「新宿区まちづくり長期	
	計画」を平成27年度から平成29年度までの3か年をかけて策定する。	
	その策定に当たり、本委託の中で、まちの状況の変化や区民等のまちづくりに	
	対する意向などを把握するためのアンケート調査を実施する。	
	2 アンケート調査	
	①調査数 区民2,000票及び区内事業者1,000票(予定)	
	②対象者の抽出方法 区 民:住民基本台帳から無作為抽出する。	
	区内事業者:檢討中	
	③調査期間 平成27年10月下旬~11月(予定)	
	④回答は、無記名式	

件名 新宿区まちづくり長期計画の策定に関する調査等業務の委託について

保有課(担当課)	都市計画課
登録業務の名称	新宿区まちづくり長期計画の策定
委託先	株式会社 社会空間研究所(公募型プロポーザルにより選定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	調査対象者の住所、氏名
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	民間事業者の高度な専門知識と幅広いノウハウ、創意工夫を最大限に活か し、アンケートの作成から集計、分析までを効率的に行うため
委託の内容	アンケート調査 ・目的:区民等のまちづくりに対する意向を把握するため ・対象:区民2,000 票及び区内事業者1,000 票(計3,000 票) (1)アンケートの作成 区から調査対象者のリストを受け取り、印刷物の作成、折込み及び封入、宛名シールの作成及び貼りつけを行い、区に納品する。 (2)集計及び分析(個人情報なし) 区から回答票を受け取り、集計、分析を行い、報告書を納品する。
委託の開始時期及び期限	平成27年7月23日から平成28年3月31日まで (アンケート調査にかかる作業については、9月以降に実施予定)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 提供された情報は、施錠できる保管庫に保管する。 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 紙及び電磁的媒体の授受は、引渡書、納品書により確認し、直接手渡しにより確実に行わせる。 契約の終了後、保有した個人情報を区に返還する。パソコン内の委託業務に係る個人情報については消去させ、区職員が消去の確認を行う。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。 (**損害の賠償**)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。